

(裏面)

非課税年金受給の有無 (有 ・ 無)

有の場合 → 受給している非課税年金を下記により申告ください。

(遺族年金※ ・ 障害年金)

遺族年金※：寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含む

*収入等区分

<input type="checkbox"/>	生活保護受給者／世帯の全員(世帯分離している配偶者を含む。)に市民税が課税されておらず、かつ、老齢福祉年金を受給している人	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下
<input type="checkbox"/>	世帯の全員(世帯分離している配偶者を含む。)に市民税が課税されておらず、かつ、本人の「課税年金収入額」+「非課税年金収入額」+「その他の合計所得金額」の合計が80万円以下の人	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下
<input type="checkbox"/>	世帯の全員(世帯分離している配偶者を含む。)に市民税が課税されておらず、かつ、本人の「課税年金収入額」+「非課税年金収入額」+「その他の合計所得金額」の合計が80万円を超え120万円以下の人	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下
<input type="checkbox"/>	世帯の全員(世帯分離している配偶者を含む。)に市民税が課税されておらず、かつ、本人の「課税年金収入額」+「非課税年金収入額」+「その他の合計所得金額」の合計が120万円を超える人	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下

※第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)の資産要件については、段階にかかわらず単身1,000万円、夫婦2,000万円以下です。

*預貯金等の内訳

種類	保有の有無	氏名(口座名義人)	金融機関	支店名	預貯金額
預貯金	有・無				円
					円
					円
					円
					円
種類		氏名	種類		評価概算額
有価証券 (株式、国債、 出資証券等)	有・無				円
					円
種類		氏名	種類		金額
その他 (現金・負債等)	有・無				円
					円
合計					円

(注意事項)

- ① この申請書における「配偶者」については、世帯分離している配偶者又は内縁関係の者を含みます。
- ② 預貯金等については、複数保有している場合はその全てを記入し、通帳等の写しを添付してください。
- ③ 書き切れない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付してください。
- ④ 虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額に最大2倍の加算金を加えて返還していただく場合があります。

(添付書類)

*預貯金等の要件を確認できる次の書類などを添付してください。

- 預貯金(普通・定期)・・・通帳の写し(銀行名・支店名・名義・最終残高(直近2ヶ月分の取引)の分かる部分)
- 有価証券(株式・国債など)・・・証券会社や銀行の口座残高の写し
- 負債(借入金・住宅ローンなど)・・・借用書など